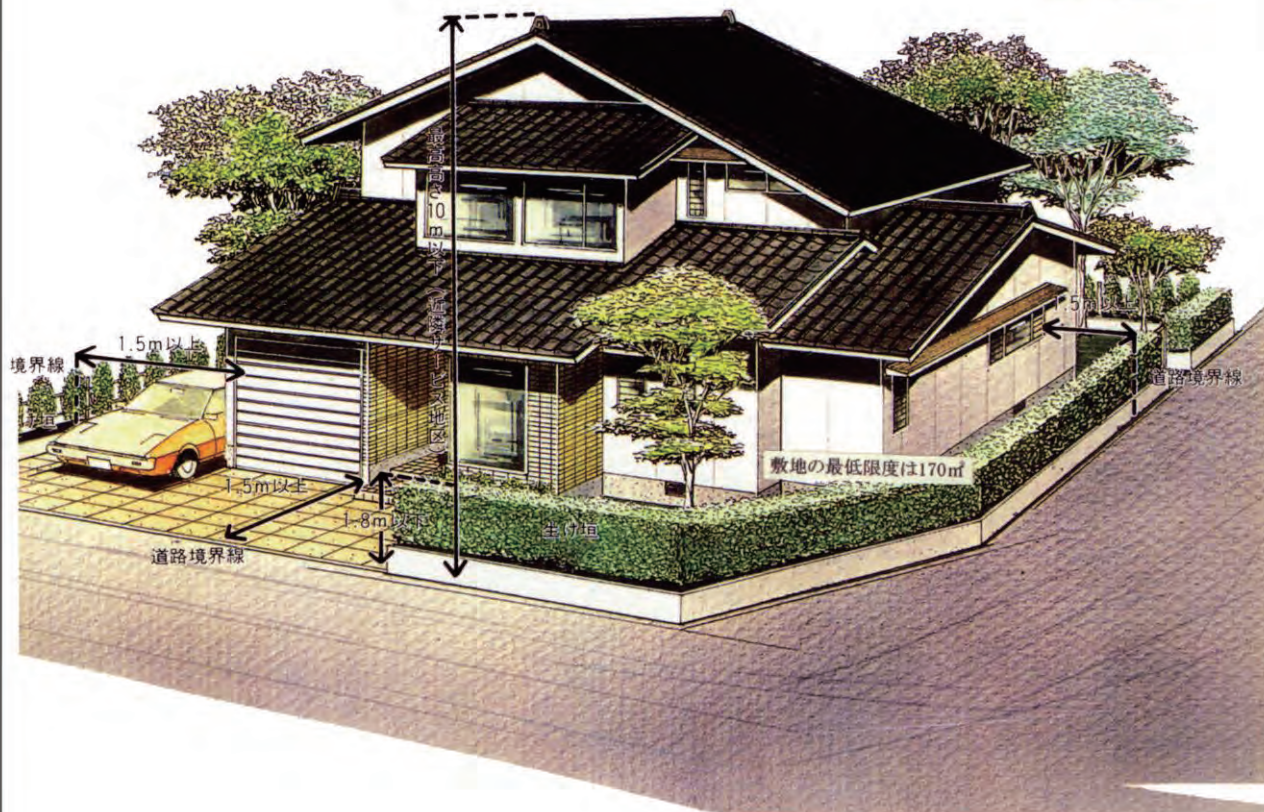


- ◆建築物等の高さの最高限度：近隣サービス地区は10m、沿道地区は12mです。
- ◆建築物等の階数の最高限度：低層住宅地区、近隣サービス地区は2階です。
- ◆建築物等の壁面の位置の制限：道路や隣地の境界線から1.5m以上の後退が必要です。
- ◆建築物等の形態または意匠の制限：(1)屋根は勾配屋根を基本とし、日本瓦(ゆう葉)黒とします。^{*}
 (2)色彩については、外壁は茶、グレーを基調とします。
 形態、意匠は周辺の景観と調和したものとします。
 (3)屋外広告物を設置する場合は、低層住宅地区では壁面に設置し、表示面積が1㎡以下のものとします。近隣サービス地区、沿道地区では壁面に設置するか独立させて設置し、独立のものは道路境界線から1m以上後退させます。

屋根の形態は勾配屋根で、
日本瓦(ゆう葉)黒

階数の最高限度2階以下
(低層住宅地区、近隣サービス地区)

外壁の色彩は、茶
グレーを基調



- ◆かき・さくの構造制限：(1)道路や公共用地に面したかき、さくは生け垣とします。
 (2)新幹道路に面した生け垣は、道路境界線から1m以上後退し、その後退部分は敷地地盤面からの高さ0.6m以下の植栽帯とします。
 (3)生け垣の高さは、敷地地盤面から1.8m以下とします。

^{*}詳細については、「瑞樹団地地区 地区計画」・「瑞樹団地 民地緑化に関する 協定」・「金沢市宅分譲住宅設計指針」によります。